

2020年12月吉日

会員の皆さまへ

京都中央信用金庫

出資証券不発行について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

会員の皆さまからお預りしました出資金につきましては、出資いただいた証としてこれまで出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行制度と同様、2021年1月4日（月）より出資証券の発行を行わないものとし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆さまからお預りしました出資金ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと何ら変わりありません。残高につきましても、電子データにより厳格に管理させていただいておりますので、どうぞご安心ください。

今後、出資内容につきましては、毎年6月にお送りします「出資金残高通知書兼出資配当金計算書」にてお知らせいたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。また、今後は、脱退・名義変更・相続等のお手続きにおいても出資証券のご提出は原則不要といたしますが、お手元に証券をお持ちの場合は、お手続きの際に本支店窓口へお持ちいただければ、回収させていただきます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

京都中央信用金庫 総務部 会員課

電話：075 - 223 - 8232

（受付時間：平日9：00～17：00）

「出資証券不発行」についてのQ&A集

Q 1. 出資証券に代わるものはあるのか。

A 1. 加入手続完了後、出資証券の代わりに「出資加入お手続き完了のお知らせ」のDMをご送付します。

Q 2. 出資証券を何故、不発行としたのか。

A 2. 出資証券は、預金通帳や証書と違い、常日頃出し入れすることが少なく、長期に亘って保管しなければならないため、仕舞い忘れ等により、脱退・名義変更・相続等のお手続きに際して出資証券喪失のお申出を受けることが数多くございます。出資証券を不発行とすることで、その際のお手続きが簡素化され、会員の皆さまの保管管理のご負担を減らすこととなります。

Q 3. 出資証券が廃止になると、金庫に出資しているという証拠書類がなくなってしまうが、自分が出資していることを確認できる術はあるのか。

A 3. 毎年6月下旬開催の総代会終了後にご送付いたします「出資金残高通知書兼出資配当金計算書」にてご住所・お名前・口数・出資残高等の内容をお知らせいたします。なお、会員の皆さまからお預りしております出資金ならびに会員としての権利等につきましては、電子データにより厳格に管理しておりますので、どうぞご安心下さい。また、ご請求がある場合には「残高証明書」を有料にて発行させていただきます。

Q 4. 氏名、住所、勤務先等が変わったときはどうすればよいのか。

A 4. 金庫所定のお手続きをお願いいたします。お手数ですが、最寄りの店舗までお申出ください。

Q 5. 将来、脱退・相続等の手続に際して、何を持参すればよいのか。

A 5. 脱退の場合には、本人確認書類ならびに出資届出印鑑をお持ちください。相続の場合は、別途相続関係書類（戸籍謄本、実印、印鑑証明書等）が必要となります。最寄りの店舗までお問い合わせください。

Q 6. 手元の出資証券はどうすればよいのか。

A 6. お手元の出資証券は、加入時に出資金をお預りしました証として発行させていただきましたが、今回の不発行（電子化）に伴い保管の必要がなくなりました。金庫にご返却いただく必要もございません。そのまま保管いただいても結構ですが、お取引の際、後日の混乱をさけるため金庫へご返却いただければ責任を持って処分させていただきます。もちろん、ご自身で廃棄処分していただいても結構です。

Q 7. 出資証券を紛失したが、どうすればよいのか。

A 7. 出資証券を紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。ご安心ください。